

総社市教育委員会訓令第1号

総社市立学校職員服務規程（平成17年総社市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月22日

総社市教育委員会教育長 山中 榮 輔

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（申請書等の取扱い） 第27条 この規程に定める申請書，届等は，すべて教育委員会あてとし，特別の定めがあるものを除くほか，学校長を経て<u>県費負担教職員及び市費負担教員（園長を含む。）</u>に係るものにあつては学校教育課長，その他の職員に係るものにあつては<u>教育総務課長</u>に提出するものとする。</p>	<p>（申請書等の取扱い） 第27条 この規程に定める申請書，届等は，すべて教育委員会あてとし，特別の定めがあるものを除くほか，学校長を経て<u>県費負担教職員及び市費負担教員（園長を含む。）</u>に係るものにあつては学校教育課長，その他の職員に係るものにあつては<u>庶務課長</u>に提出するものとする。</p>

附 則

この訓令は，平成31年4月1日から施行する。